

論点ペーパー附属資料Ⅰ ～ I R収入金の配分～

- ・本資料において、I R収入金とは、認定都道府県等入場料収入額と認定都道府県等納付金収入額の合計額をいう。いずれも「特定複合観光施設区域整備法（以下、「I R整備法」）」に規定されている。
- ・I R収入金の全額を特別区と大阪府で配分すると仮定して本資料を作成している。
- ・I Rについては、現在、大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところであり、確定した事項ではない。

1 I R 収入金の大阪府・大阪市の配分について

(1) I R 収入金の見込みについて

| 大阪府・大阪市における I R 収入金の見込み (試算) | |
|------------------------------|--|
| 700 億円 / 年 | うち認定都道府県等入場料収入：130 億円 / 年 (日本人等カジノ施設延利用者数440万人 / 年) 認定都道府県等納付金収入：570 億円 / 年 (カジノ行為粗収益※3,800 億円 / 年×15%) |

(出典)「大阪IR基本構想(案)」(H30年度第17回副首都推進本部会議 [H31.2] 資料) (一部編集)

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 認定都道府県等入場料 | ● 認定都道府県等 (大阪府) は、日本人等の入場者に対し、入場料 3 千円 / 回 (2 4 時間単位) を賦課 |
| 認定都道府県等納付金 | ● カジノ事業者は、カジノ行為粗収益※の 1 5 % を認定都道府県等 (大阪府) に納付 |
| I R 収入金の使途 | ● 住民福祉の増進、持続的な成長に向けて広く活用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>(主な活用例)</p><ul style="list-style-type: none">・子育て、教育環境の充実、住民の暮らしを守る福祉など社会福祉の増進・観光振興、文化芸術・スポーツの振興・持続的な経済成長を促す地域経済振興、産業創出への活用・懸念事項を最小化するための総合的な懸念事項対策への活用・成長型 I R の効果を最大限発揮するために必要となる周辺地域環境整備への活用 など</div> |

※ カジノ行為粗収益とは、賭け金総額 - 顧客への払戻金

(2) I R 収入金の大阪府・大阪市の配分について

○大阪府・大阪市は、以下の内容で I R 区域の整備に関する基本協定書（以下、「基本協定」という）を締結
(2019年2月)

< I R 収入金の大阪府・大阪市の配分 >

(単位：億円)

大阪府・大阪市で均等配分

| 配分額イメージ | 配分額 |
|---------|-----|
| 大阪府 | 350 |
| 大阪市 | 350 |

< 大阪府・大阪市が共同して取り組むとしている I R 関連施策の実施主体及び費用負担 >

| 事務内容 | 実施主体 | 費用負担 (財源は I R 収入金等) |
|---|---------|------------------------|
| I R 整備法に基づく各種事務 (実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成、 認定区域整備計画の実施状況の報告等) | 大阪府・大阪市 | 府市折半 |
| ギャンブル等依存症対策 | 大阪府・大阪市 | 府市折半 |
| 警察力強化 | 大阪府 | 大阪府 |
| 夢洲まちづくり関連インフラ整備及び維持管理 | 大阪市 | 大阪市 |
| 消防力強化 | 大阪市 | 大阪市 |

2 I R 収入金の特別区・大阪府の配分について

(1) I R 収入金の特別区・大阪府の配分について

<基本的な考え方>

- 特別区設置後の I R 収入金の配分については、基本協定で定められた「府市で均等配分」の枠組みを基本
- 次の I R 関連施策は、特別区設置に伴い、大阪府に承継
 - I R 整備法に基づく各種事務、ギャンブル等依存症対策、夢洲まちづくり関連インフラ整備及び維持管理、消防力強化（以下、「I R 関連施策（大阪府承継分）」という）
- I R 収入金は、特別区と大阪府で均等配分し、I R 関連施策（大阪府承継分）の経費相当額を調整

< I R 収入金の特別区・大阪府の配分 >

(単位：億円)

特別区・大阪府で均等配分

ただし、I R 関連施策（大阪府承継分）の経費相当額を調整

| 配分額イメージ | 配分額 |
|---------|--------------------|
| 特別区 | 基本配分額 350 - 調整額 α※ |
| 大阪府 | 基本配分額 350 + 調整額 α※ |

※ αとは、I R 関連施策（大阪府承継分）の経費相当額をいう

<特別区設置後の I R 関連施策の実施主体及び費用負担>

| 事務内容 | 実施主体 | 費用負担 (財源は I R 収入金等) |
|---|------|------------------------|
| I R 整備法に基づく各種事務 (実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成、 認定区域整備計画の実施状況の報告等) | 大阪府 | 大阪府 |
| ギャンブル等依存症対策 | 大阪府 | 大阪府 |
| 警察力強化 | 大阪府 | 大阪府 |
| 夢洲まちづくり関連インフラ整備及び維持管理 | 大阪府 | 大阪府 |
| 消防力強化 | 大阪府 | 大阪府 |

* 別途、特別区において新たに実施する I R 関連施策については、特別区で費用負担

(2) I R 収入金の特別区間の配分について

<基本的な考え方>

- I R の誘致は、大阪府との共同で、大阪市として実施している取組みであることから、I R 収入金（特別区分）については、全ての特別区に公平に配分することを基本

< I R 収入金の特別区間の配分 >

- ・ I R 収入金の特別区間の配分は、人口割を基本として配分する仕組みを制度設計
- ・ 特別区設置後に I R 関連の環境整備に係る特別の費用負担を考慮する必要がある場合は、その制度変更等は、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議することとする

< I R 収入金の特別区間への配分イメージ >

